

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、経営環境の変化を敏感に捉え、企業価値の最大化を図りつつ企業の社会的責任を果たしていくためには、透明性が高く、風通しが良く、法令遵守を指向し、社会との親和性の高い経営を確立することが不可欠であると考えております。そのため、当社ではコーポレート・ガバナンス体制の充実を経営の最重要課題の一つとして位置づけ積極的に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
フリービット株式会社	731,000	51.36
下津 弘享	62,200	4.37
中谷 宅雄	52,000	3.65
松井証券株式会社	16,300	1.15
東京国税局徴収部特別整理総括第一課	12,500	0.88
高橋 研	10,900	0.77
若杉 卓也	10,000	0.70
井田 裕之	8,600	0.60
佐藤 寿洋	7,900	0.56
今川 哲志	7,600	0.53

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 フリービット株式会社 (上場:東京) (コード) 3843

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 名古屋 セントレックス

決算期 3 月

業種 情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

フリービット株式会社は、当社の51.36%(平成27年3月末現在)を直接保有する親会社であり、当社株主総会決議事項に影響を及ぼす立場にあります。当社は今後とも親会社等との資本的関係を維持し、協力体制を継続して参ります。親会社及び同グループ会社とは、定期的にグループ会議を開催し業績等に関する報告を行っておりますが、事業活動や重要な経営判断については親会社から独立して決定しており、上場会社として当社の独立性は確保されていると認識しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田中 伸明	他の会社の出身者											
清水 高	他の会社の出身者											
篠 秀一	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 伸明		当社の親会社であるフリービット株式会社の代表取締役社長、並びに当社の特定関係事業者の株式会社アイ・ステーションの取締役、株式会社ファンサイドの取締役、上海賦絡思広告有限公司の董事長、株式会社ベッコアメインターネットの代表取締役、株式会社フルスピードの取締役会長、株式会社ドリーム・トレイン・インターネットの代表取締役、株式会社フォーイットの取締役会長を兼務しております。	豊富なビジネス経験と企業経営に関する高い見識としての専門的な知識・経験等を当社の経営に反映させることを目的に選任いたしました。
清水 高		当社の親会社であるフリービット株式会社の取締役、並びに当社の特定関係事業者の株式会社アイ・ステーションの監査役、株式会社ベッコアメインターネットの取締役、株式会社フリービットインベストメントの代表取締役、フリービットスマートワー	豊富なビジネス経験と企業経営に関する高い見識としての専門的な知識・経験等を当社の経営に反映させることを目的に選任いたしました。

		クス株式会社の代表取締役を兼務しております。	
篠 秀一		独立役員であります。	豊富なビジネス経験と企業経営に関する高い見識としての専門的な知識・経験等を当社の経営に反映させることを目的に選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4 名
監査役員数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役会は、期末において内部監査委員会及び会計監査人より内部統制監査の手続及び監査結果の概要につき報告を受け、意見交換を行います。常勤監査役は、期中において会計監査人より監査計画・重点監査項目・監査状況等の報告を受け、情報交換を図ると共に、有効かつ効率的な会計監査及び内部統制監査の遂行について協議します。

・常勤監査役は、効率的な監査の遂行のため内部監査委員会と都度情報交換を行っております。内部監査委員会は、内部監査の計画及び実績を監査役会に報告します。監査役は、必要に応じ、内部監査委員会及びその他内部統制を所管する部署に対して、内部統制システムの状況及びリスク評価等について報告を求め、また、監査への種々協力を求めます。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田宮 昭	他の会社の出身者													
中村 孝英	他の会社の出身者													
永井 清一	他の会社の出身者													
西田 弥代	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			金融機関における長年の経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、幅

田宮 昭	○	独立役員であります。	広い見識から取締役に対する有益なアドバイス、経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査を行うことを目的に選任しました。また、独立性が疑われるような事項がないこと、株主との利益造反もないことから独立役員として指定しました。
中村 孝英		当社の親会社であるフリービット株式会社の常勤監査役及び当社の特定関係事業者である株式会社ベッコー・インターネットの監査役を兼務しております。	豊富なビジネス経験と企業経営に関する高い見識としての専門的な知識・経験等を当社の経営に反映させることを目的に選任いたしました。
永井 清一		当社の親会社であるフリービット株式会社の常勤監査役並びに当社の特定関係事業者である株式会社フルスピード及び株式会社ベッコー・インターネットの監査役を兼務しております。	金融機関における長年の経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、幅広い見識から取締役に対する有益なアドバイス、経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査を行うことを目的に選任しました。
西田 弥代	○	独立役員であります。	弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的観点で、独立性をもって経営の監視を遂行することを目的に選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 2 名

その他独立役員に関する事項

株式会社楽久屋の監査役を兼務しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

現在未定のため実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対するサポートは管理部が担当しており、会議の開催案内及び議案資料の回付など適宜必要な連絡を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社における、企業統治の体制は、取締役会や経営会議による取締役の業務執行状況の管理、内部統制委員会による内部統制システムの仕組みの強化、ならびに内部監査委員会及び監査役による監査を機軸に経営監視体制を構築しております。また、取締役会や経営会議の監督強化を目的として、社外取締役、社外監査役を選任しております。

■取締役会

取締役会は、社外取締役を含む取締役7名で構成されています。広い見地からの意思決定、業務執行の監督を行っており原則として月1回行っております。

■経営会議

経営会議は、取締役会の方針により、業務執行の決定、現場情報の共有、課題の対策を目的として、原則週1回開催されています。その構成は取締役及び随時指名される幹部社員で、常勤監査役1名も毎回参加しております。

■監査役会

監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役3名で構成されています。また常勤監査役は取締役会及び経営会議において、経営全般または個別案件に関する客観的かつ公正な意見陳述を行うとともに、監査役同士の合意で立案した監査方針に従い、取締役の業務遂行に対する適法性を監査しております。

■内部統制推進委員会

当社は、金融商品取引法の定めに従い、財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制を保持するため、全社的な内部統制および各業務プロセスの統制活動を強化し、適正かつ有効な評価ができるよう内部統制システムを構築しております。また、適切な運用を行っていくため、内部統制推進委員会を設置しております。また、内部統制システムの中にリスク対策に関する体制を整備し、リスクの抽出、分析及び対応に努めております。

■内部監査委員会

当社は、コンプライアンス経営のための内部統制システムとして、内部監査委員会を設置しており、社内の各業務について、経営方針、社内規程・会計処理への準拠、効率経営及び法令の遵守という観点から内部監査を定期的を実施しております。内部監査の独立性・客観性を担保する為、内部監査委員会は代表取締役直轄の組織としています。有価証券報告書提出日現在、内部監査委員会は内部監査責任者をはじめ、5人で構成されております。

■独立役員

当社では、独立役員を3名選任しております。

■社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名であります。また、社外監査役は2名であります。当社では、社外取締役及び社外監査役を企業統治の在り方の追求及び実効性・独立性の確保の仕組みを機能させ、企業価値向上についての日常的なモニタリングを行うことを期待して選任しております。なお、社外取締役及び社外監査役との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係は、ありません。

■役員報酬

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針については、定めておりません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社はコーポレート・ガバナンス体制を整備し、必要な施策を適宜実施していくことを経営上の最も重要な課題の一つに位置付けております。当社においては、社外取締役1名と社外監査役2名により業務執行の監視・監督及び監査機能が十分に機能しており、透明性の高い企業経営の管理・統制が確保されていることから、当該体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定

株主が参加しやすい日程で開催する予定であります。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

個人投資家向けに定期的説明会を開催

定期的説明会及び名古屋証券取引所主催のIR EXPO等で積極的に行っております。

あり

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

定期的説明会及び名古屋証券取引所主催のIR EXPO等で積極的に行っております。

あり

IR資料のホームページ掲載

決算資料、適時開示資料等を随時掲載しております。

IRに関する部署(担当者)の設置

管理部にて、専任者を配置しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの
立場の尊重について規定

ステークホルダーへの対応方針を「行動規範」として策定しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会の決議に基づく内部統制システム整備の基本方針を次のとおり定めており、本基本方針に則りリスク管理体制を含めた内部統制システムの整備に努めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 企業として社会的責任を果たすため、役職員が法令・定款及び企業倫理を遵守した職務執行を行うよう企業行動規範を定める。
 - 2) 代表取締役社長が全役職員に企業行動規範の精神を繰返し伝えることにより、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提であることを周知・徹底する。
 - 3) 法令遵守の観点から、これらに反する行為を早期に発見し是正するため、内部通報制度を構築し、全役職員に周知徹底する。
 - 4) 内部通報制度に基づく報告をした者に対して、解雇その他の一切の不利益が生じないことを確保する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 取締役の職務執行に係る情報（取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書）を文書又は電磁的媒体で記録し、社内文書管理規程に従い保存する。
 - 2) 取締役及び監査役は、取締役の職務執行に係る情報をいつでも閲覧することができる。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 職務執行に係るリスク管理については、リスク管理に関する通達に基づき当該部門が行ないその状況や対応内容を内部統制部門に報告する。
 - 2) 組織横断的なリスク状況の監視並びに全社的対応については、リスク管理に関する通達に基づき内部統制部門が対応し、必要に応じてその状況や対応内容を取締役会に報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 各取締役の業務分掌を明確にし、職務権限規程及び稟議規程に基づき権限と責任を付することによって、権限委譲を図り効率性を担保するとともに、取締役相互の監視機能が働くようにする。
 - 2) 職務の遂行に伴うリスクを全社的に洗い出し評価を行い、統制すべきリスクについて対応ための体制を整備する。
 - 3) 取締役会で決定された経営計画の達成状況を、毎月の取締役会で報告することによって現在の経営状態の把握を行い、問題点があった場合の早期認識及び改善策の早期策定を可能にする。
 - 4) 取締役会は、経営方針、経営戦略等の業務に関する重要事項の協議を目的として、常勤役員及び各部署の責任者で構成する経営会議を取締役会の諮問機関として設置し、経営に関する重要事項につき検討する。
 - 5) コンプライアンス担当部署は、役職員の職務の執行が効率的に行われているかを日常的にモニタリングし、その結果を定期的に代表取締役社長に報告する。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 当社の定める企業行動規範をグループ各社に周知し、グループ全体の役職員が一体となり遵法意識の向上を図る。内部通報制度についても、その通報窓口を子会社にも開放し、これを子会社に周知することにより、当社グループにおけるコンプライアンスの実効性とグループ内取引の公正性を確保する。
 - 2) グループ各社における経営上重要な事項については、当社取締役会の付議事項とし、その他の事項については、当社経営会議の審議を経るものとする。
 - 3) グループ各社における事業推進に伴う損失の危険の管理について、リスクの適切な識別及び管理の重要性を認識・評価し、状況分析を行うことで、当社グループ全体として、業務に係わる最適な管理体制を構築する。
 - 4) 当社内部監査委員会は、グループ各社に対する内部監査を実施する。
 - 5) グループ各社は、経営目標を設定し、当期見直し等について、当社経営陣と協議する。当社経営会議は、グループ各社の経営目標の達成状況等を定期的に検証し、その結果を当社取締役会に報告するとともに、グループ各社にフィードバックする。
 - 6) 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を一切遮断するため、不当要求等については、毅然かつ組織的に対応する。
6. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社及び子会社の役職員は、会社に重大な損失を与える事項の発生又は発生する恐れがあるとき、及び役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、並びにその他会社に著しい信用失墜を及ぼす恐れのある事象が生じたときは速やかに監査役に報告する。
 - 2) 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、必要なときは意見を述べ、かつ監査上必要と判断したときは、取締役会議事録、稟議書など経営に関する重要書類をいつでも閲覧することができる。
 - 3) 当社及び子会社の役職員は、監査役の監査業務に対しその重要性和有用性を認識・理解し、監査が実効的に行われるよう協力する。
 - 4) 監査役は、代表取締役社長並びに会計監査法人との定期的な意見交換会を開催するとともに、内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
 - 5) 監査役は、監査上必要があるときは、取締役及び重要な役職員に対し個別ヒヤリングの機会を設けることができる。
 - 6) 監査役への報告をした者に対して、解雇その他の一切の不利益が生じないことを確保する。
7. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用又は処理に係わる方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、当社に費用の前払い等の請求をした場合は、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合においては、監査役は事前に通知するものとする。
8. 財務計算に関する報告及び情報の適正性を確保するための体制
 - 1) 当社グループの財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制基本方針を定めて維持・運用する。
 - 2) 当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性を継続的に評価し、内部統制について必要な是正・改善を行なうことにより業務品質の向上を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

■ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもちません。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。反社会的勢力による不当介入を許すことなく、断固として排除する姿勢で取り組み、これからの被害の予防に必要な措置を講じます。

■ 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

対応統括部署を管理部としており、管理部マネージャーが不当要求防止責任者となっております。

(2) 外部の専門機関との連携状況

日経テレコン、帝国データバンク等による調査、その他、管轄警察及び外部専門機関（社団法人警視庁管内特殊暴力防止連合会）に加入し連携等の取り組みをおこなっております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

管轄警察及び外部専門機関(社団法人警視庁管内特殊暴力防止連合会)に加入し情報の収集等の取り組みをおこなっております。

(4) 対応マニュアルの整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を実現するため、社内体制の整備、従業員の安全確保、外部専門機関との連携等の取り組みを行います。
2. 相手方が反社会的勢力であるかどうかについて、常に、通常必要と思われる注意を払うとともに、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判断した時点や反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、速やかに解消します。
3. 反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せず、取締役会等の経営陣以下、組織全体として対応します。その際には、あらゆる民事上刑事上の法的対抗手段を講じます。

(5) 研修活動の実施状況

全従業員に対して、毎年、研修を行っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

